

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
 株式会社SBI証券
 代表取締役執行役員社長 井土 太良
 問い合わせ先：経営企画室長 階戸 雅博
 電話番号：03-5562-7210 (代表)

「投信マイレージサービス」の開始について
 ～買付手数料の50%相当と信託報酬の当社受取分の20%相当をポイントで還元～

株式会社SBI証券(本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：井土太良)は、2008年10月1日(水)約定日より、対象ファンドの買付手数料の50%相当、信託報酬の当社受取分の20%相当を当社ポイントプログラム「ありがトンmini」で還元する「投信マイレージサービス」を開始することとなりましたのでお知らせいたします。

本サービスは、お客様の運用成績に大きな影響を与えるコストのうち「買付手数料」と「信託報酬」について、ポイント還元を実施することで、実質的な手数料負担を軽減するものです。2008年10月1日(水)以降に約定したファンドを対象として、買付手数料の50%相当、信託報酬の当社受取分の20%相当を「ありがトンmini」で還元します。さらに当社に移管していただいたファンドも、移管後に発生した信託報酬の当社受取分の20%相当を「ありがトンmini」で還元します。なお対象となるファンドは原則として当社の取り扱う全ファンドとなります。

当社は、オンライン証券でトップクラスとなる317本(2008年9月24日現在)の様々なファンドを取り扱っており、個人投資家の皆様が豊富な選択肢の中から資産形成・運用をしていただけるよう支援してまいりました。

本サービスの開始により、個人投資家の皆様の手数料負担を軽減することで、資産形成・運用手段として、よりファンドをご活用いただきやすい環境が整備されることとなります。

※「ありがトンmini」は、当社に口座をお持ちのお客様のお取引実績等に応じて加算されていくポイントプログラムです。SBIポイントユニオン(株)が運営するポイントサイト「EGサテライト」でご利用いただけるポイントプログラム「ありがトン」などに振り替えることができます。

●「投信マイレージサービス」概要

内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象ファンドの買付手数料(消費税を除く)の50%相当のポイント(ありがトンmini)を還元。 信託報酬の当社受取分(消費税を除く)の20%相当のポイント(ありがトンmini)を還元。
ポイント還元対象	買付手数料および当該月月初から末日まで保有したファンドの信託報酬の当社受取分
ポイント付与日	毎月15日(但し、非営業日は翌営業日)に付与。

(注)1. 一部のお客様、ファンドはサービス対象外となります。

2. 詳細につきましては当社WEBサイトをご覧ください。(http://www.sbisecc.co.jp/)

●サービス開始時の注意事項

- 信託報酬の付与条件は、信託報酬の発生日が基準となります。10月1日が買付の約定日となっても信託報酬は10月3日から発生するため、10月は信託報酬の対象月とはなりません。
- サービス開始後の最初の信託報酬の対象月は11月からとなります。
- 11月分の信託報酬のポイント付与は12月15日となります。

以上

<金融商品取引法に係る表示>

商号等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者
登録番号 関東財務局長（金商）第 44 号
加入協会 日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会

「投資信託のリスク情報について」

※投資信託は、株式や債券を投資対象としています。そのため、組入れている株式や債券の値動きや発行体の信用状況の悪化等により基準価額が下落し損失を被ることがございます。更に、外貨建投資信託及び外貨建の株式や債券等を投資対象としている投資信託については、為替相場の変動により損失を被ることがございます（金融商品販売法に係る重要事項のご説明）。

※当資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではございません。ご購入に際しましては、当該投資信託の「目論見書」を必ずご一読いただき、商品内容等を十分ご理解いただいた上、ご自身のご判断でお申し込み下さい。

※当資料は将来の運用成果等を保証するものではありません。

※投資信託の目論見書は、当社 WEB サイト上にて発行日以降 5 年間の閲覧が可能です。

※投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面を良くご覧下さい。

「投資信託の手数料等について」

投資信託の取引に際しては、以下の手数料等がかかります。

※申込手数料・・・基準価格に対して最大 3.675%（税込）

※信託財産留保額・・・換金時の基準価額に最大 1%を乗じた価額（非課税）

※信託報酬（保有期間中の間接的な負担費用）・・・純資産総額に対して年率最大 2.7125%（税込）

※ファンド・オブ・ファンズの場合は、他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております（投資対象ファンドの変更等により、変動することがあります）。

※また、運用成績に応じて負担する成功報酬やその他の費用が間接的にかかる場合があります。

本プレスリリースに関するお問い合わせ先： 経営企画室 03-5562-7215